

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成26年2月24日(月)午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(五十音順)

(委員)

石原栄一委員, 今井攻委員, 上原徹委員, 梅枝紀子委員, 小川和弘委員,
懸川武史委員, 小坂敏幸委員, 佐藤美由紀委員, 佐藤裕子委員,
関口雅弘委員, 高浦孝好委員(以上11人)

(説明者)

前橋家庭裁判所 大杉充弘次席家庭裁判所調査官

同 松山智治主任書記官

(事務担当者)

木村陽介事務局長, 山田稔首席家庭裁判所調査官, 柳下俊一首席書記官,
林秀典事務局次長, 佐藤潔総務課長, 坪井隆人総務課課長補佐

4 議事

委員の交代

委員長代理の指名

意見交換等

ア 統計資料の説明

委員長から統計資料について説明を行った。

イ 少年事件への関わりの説明

各委員からそれぞれの担当業務における少年事件への関わりについて, 説明を行った。

ウ 広報ビデオ「少年審判ー少年の健全な育成のためにー」の視聴

エ 意見交換1

上記ウのビデオの非行行為の場面について、説明者から説明を行った。

(委員長) まずは、ビデオの非行行為の場面において御意見を伺いたいと思います。共犯事件においては、集団心理というものが出てきます。集団心理が作用したというのは少年にとって酌むべき事情として有利に考えるべきなのか、不利に考えるべき事情なのか、その点について皆さんの考えはどうか。

(委員) 集団心理がどのように作用したかによって変わります。集団で犯罪を犯したということそのもので有利不利には直結しないと思います。集団の中で抵抗できずに自分が想定していたものよりも大きな犯罪に流れてしまったという例であれば有利に解すべきでしょうが、集団を率いてやったという場合であれば不利に解することになるでしょう。

(委員) 複数人で犯罪に及んだ場合、個人では抗しきれない流れの中で重大な結果を起こしてしまったということであれば、弁護人又は付添人としては酌むべき事情として主張していくことになるでしょう。また、心理というものとは別に、集団による犯罪を生んだ交友関係などの背景事情は、別途整理分析して主張していくことになると思います。

(委員) 集団心理という議論は規模や状況によると思います。ビデオのように3人くらいの規模だと、唆した者と唆された者がはっきりしていて、どれだけ主体的にその犯罪に関わったかがきちんと浮かび上がると思います。しかし、人数規模が組織といえるまでに大きくなれば、そういった異なる観点から分析していくことになるのではないのでしょうか。

(委員) 精神科医として児童支援施設や少年院などで少年と面接することがありますが、集団心理といった理屈で簡単に説明がつかないような事例が多いです。教育現場からの相談にも多いのですが、なぜこんな状況でキレるのか、なぜこんなことにつられてやってしまうのか説明できない、例えば発達障害のレッテルが貼られてしまうような精神医学

でも判断が難しい少年が少なからずいます。施設の話からすると、特別な矯正教育を施さないと問題行動を解消できない少年は半分くらいいるようです。

(委員長) 集団心理は、少年事件の審理においては、大きな結果をもたらした
ことについてそのまま責任を負わせてよいのか、精神的な脆弱さを考
慮すべきかという観点で考えるものと思います。

オ 意見交換 2

上記ウのビデオの観護措置、調査、審判、試験観察の場面について、説明
者及び委員から説明を行った。

(委員長) 再非行者率が上昇しているという事実から、裁判所の見立てが甘い
のではないかとか、裁判所の施した教育的措置が十分効果のあるもの
になっていないのではないかと批判を受ける余地はないですか。

(委員) 全体の事件数がこれだけ減少しているのですから、十分裁判所の教
育的措置は功を奏しているものの、一筋縄ではいかないコアな層が残
って目立つようになってしまったというように読めないでしょうか。

(委員長) 確かに、グラフだけでは正確な現象の分析は難しいと思います。
ところで、平成12年改正により保護者に対する働き掛けという措置
が施されるようになりましたが、保護者への働き掛けはもっと積極的
に行うべきなのか、自分たちの責任で気付いてもらう前提で必要最小
限にとどめるべきなのかという点について、御意見はありますか。

(委員) 以前自分が立ち会った例ですが、集団リンチでの事件で、見てくれ
が不良の格好をした加害少年が母親に連れ添われてやって来て、「この
子は家を出るときにちゃんとしなさいと言ったのに、こういう格好を
してきたんですよ。先生から指導してください。」と言ってきたケース
がありました。子どもを指導するのはあなたの役目でしょうという注
意から始まって継続的支援を施し、少年だけでなく母親も自分自身を

見つめる機会を与えて、共に成長させることができました。他方、施設ではどうしても手に負えなくて家に帰されてしまったほどの筋金入りの不良小学生のケースに携わったときは、母親にどう働き掛けても変えることができませんでした。家庭への関わりは、親子がそれぞれ自分を見つめてどう生きていくかということまで考えさせるところまでやらないとなかなか功を奏さないと思います。

(委員) 最近よく言われていることですが、親に問題があって家庭内の教育が十分に期待できない環境にあって、親自身を教育しなくてはならないケースが多いです。家庭内の環境が変わらない限り、子どもの再非行の可能性が拭えないので、家庭への働き掛けは根気強くやっけないといけません。

(委員) 日本の少年審判の手続は、丁寧過ぎるのももう少し簡略化してもいいのではないかと思います。調査官から教育的措置を視野に入れて取り組んでいるという話がありましたが、余りに少年の人格が尊重され過ぎていてのではないかなと思います。また、ほとんどのケースでは非行少年の家庭は教育を期待できない状態にあります。そういった家庭環境を変えないと、施設に入れていくら教育を施しても家に戻ったら元の黙阿弥となってしまいます。親の代わりに自立支援施設などの公的機関や地域社会で少年を教育できるようなシステムを作り、環境を変えてあげないと更生は難しいと思います。

(委員) 少年の更生は多面的に働き掛けることが一番ですが、限られた予算と人員の中でどこかで線引きが必要で、コストを念頭に、より効果的な方法を選択していかなくてはなりません。

(委員) 親への働き掛けは非常に難しいです。現代は親の考え方や価値観も多様で、いくらこうあるべきと諭しても、受け入れてもらえるかわかりません。犯罪は社会の鏡と言いますが、昔は貧困で教育を十分に受

けてないことが非行の理由にありましたが、今は物質的に豊かでありながら心が満たされないという複雑な社会背景があります。また、今の親は子供に嫌われたくない、嫌な役回りを演じたくないという傾向が強いです。そういった事情が親への働き掛けを難しくしています。

カ 意見交換 3

上記ウのビデオのボランティア活動の場面について、説明者から説明を行った。

(委員長) ボランティアについては、その分野についてかなり限定的な運用がされていますが、もっと広く奉仕活動に参加させていくべきかどうか御意見を聞かせてください。

(委員) 私は積極的に考えてよいのではないかと思います。例えば、老人介護施設でのボランティアをすれば、入所者としても若い人たちと接することで喜んでもらえるし、少年にとっても人生の大先輩に悩みを話して解消してもらえ、素直に感謝をされて自己肯定感を得られる貴重な機会になると思います。

(委員) 彼らは、家族が崩壊していて、幼少期にフィードバックを受けたことがなく愛着が育まれていない子がほとんどですから、ボランティアに限らず、他者との関わりでフィードバックを得られる活動や機会は大切だと思います。

(委員) ある施設を訪問したときに、来たときにオドオドしていた少年も、1週間経つと落ち着いて生き生きとした表情で帰っていくという職員の話を知りました。人との関わり、人に感謝されることがない子たちなので、例えば、花を植える活動をして、きれいだねって人に言われる、そんな経験が更生のきっかけになると思います。

(委員) ボランティアの効果は普遍的ではないようで、効果があるという少年が多数であれば、受入れ先の拡大はしていく意味があると思います。

ボランティアが効かないタイプには、薬の処方など見合った処置が取られているのか、少年の類型化と適切な処置のための検証がどのようにされているのか知りたいところです。

(委員) ワークショップモデルというのが、アメリカで非行少年に自動車を洗わせるというものから始まったように、一つの体験という意味ではよいが、合わない人間もいるわけで、手法の方から子どもを見るのではなく、子どもの方からボランティアが合うかどうかを見ることが大切です。ボランティアをやらせているから大丈夫だというのではなく、ボランティアを通してその子がどのような気付きを得てどう変わっていったかという視点を持ち続けたいと思います。

(委員) 私もボランティアをさせれば悉く更生するとは思っていません。例えば、老人介護施設でのボランティアは、対人関係が取れる子どもであれば効果があるでしょうが、そもそも対人関係がうまくとれない子どもには逆に問題を引き起こしかねないわけです。ボランティアをさせるにしても種類を確保しなくてはならないと思います。

(委員) 先ほどボランティアの施設が3か所しかないというお話を聞いていて、なぜもっと確保されていないのかという印象を受けました。今日は社会福祉協議会の委員が見えていないので確認がとれませんが、老人介護施設でも障害者施設でもボランティアを求めているところはたくさんあるので、もっと行政にも声掛けをしていただければ、協力できる場面があると思います。就労体験も考えられますが、経済団体を通じて民間にも協力を求めていただければよいと思います。

(委員) 終局処分の段階でも少年に何か活動させるということもよいのではないかと思います。

(委員) こういった活動で少年が変わっても、家庭や周辺環境が悪ければやはり元の状態に戻ってしまい、結局更生できないという問題点の解

決が必要だと思えます。それから、ボランティアではなく、終局処分の中でペナルティとして厳格な管理監督下に置かれた状態での奉仕活動というのも採り入れた方がよいと思えます。

(委員長) 大変貴重な御意見をありがとうございました。本日いただいた御意見を今後の家庭裁判所の運営に活かしていきたいと思えます。

以 上